

Financial Services Tax News

Financial Services Tax Group

November 2006

私たち税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、全世界149カ国に14万人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約350人のスタッフから成る専門家集団であり、そのうち約80名が金融部に所属しています。

PwCのグローバルネットワークの価値を最大限に活用しつつ、日本を拠点として世界を舞台に事業展開される企業にValue for Moneyとしてご満足をいただけるサービスを提供することが私たちの理念です。

本Tax Newsでご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用またはより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

**税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース
金融部**

〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話：03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2006 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または、プライスウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームをさしています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

同族会社の判定基準に関する 平成18年度税制改正

平成18年度税制改正により、同族会社の判定基準が変更されました。同族会社の判定は従来、発行済株式総数等を基準に行われていましたが、会社法において議決権制限株式を発行済株式の2分の1までとする制限が公開会社以外の会社について廃止されたことに伴い、議決権制限株式の利用による同族会社逃れに対応するため、一定の議決権による判定が追加されました。本ニュースレターでは、その概要をご紹介します。

1. 改正前の判定基準の概要

平成18年度税制改正前は、同族会社とは、「会社の株主等(その会社が自己の株式または出資を有する場合のその会社を除きます。以下同じ。)の3人以下ならびにこれらと特殊の関係にある個人および法人がその会社の発行済株式の総数または出資金額(その会社が有する自己の株式等を除きます。)の50%を超える数の株式または出資の金額を有する場合におけるその会社」とされ、会社の発行済株式総数等を判定基準に同族会社の判定がされていました。

2. 平成18年度税制改正による判定基準の追加

上記1. の判定基準に以下の点が追加されました。

(1) 一定の議決権および持分会社の社員の数による判定

同族会社の判定基準に、一定の議決権および持分会社の社員の数が追加されました。すなわち、会社の株主等の3人以下ならびにこれらと特殊の関係のある個人および法人が、その会社の一定の議決権()の*いずれか*につきその総数(その議決権を行使する

ことができない株主等が有するその議決権の数を除きます。)の50%を超える数を有する場合または 持分会社(合名会社、合資会社または合同会社)の社員(その会社が業務を執行する社員を定めた場合にあつては、業務を執行する社員)の総数の半数を超える数を占める場合にも、その会社は同族会社に該当することとなりました。

() 一定の議決権とは次に掲げるものをいいます。

- イ 事業の全部もしくは重要な部分の譲渡、解散、継続、合併、分割、株式交換、株式移転または現物出資に関する決議に係る議決権
- ロ 役員の選任および解任に関する決議に係る議決権
- ハ 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社が供与する財産上の利益に関する事項についての決議に係る議決権
- ニ 剰余金の配当または利益の配当に関する決議に係る議決権

(2) 議決権を有するとみなされる場合

上記の議決権の数については、個人または法人との間でその個人または法人の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者がある場合には、その者が有する議決権はその個人または法人が有するものとみなし、かつ、その個人または法人(その議決権に係る会社の株主等であるものを除きます。)はその議決権に係る会社の株主等であるものとみなされます。

3. 特定同族会社の特別税率(留保金課税)の適用対象の変更

従来、同族会社の特別税率(留保金課税)の対象となる同族会社は、会社の3株主グループ以下がその会社の発行済株式総数の50%超を保有するか否かで判定されていましたが、改正により1株主グループによる判定に緩和されました。当該判定においても、上記2.(1)および(2)と同様の点が追加されました。

4. 適用時期

上記の改正は平成18年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

| | | | |
|------------|--------------|--------------------------|------------------------------|
| パートナー | 藤本幸彦 | 03-5251-2423 | sachihiko.fujoto@jp.pwc.com |
| | 大石克洋 | 03-5251-2565 | katsuyo.oishi@jp.pwc.com |
| | 松田結花 | 03-5251-2556 | yuka.matsuda@jp.pwc.com |
| | 飯村鉄雄 | 03-5251-2834 | tetsuo.iimura@jp.pwc.com |
| | 鬼頭朱実 | 03-5251-2461 | akemi.kitou@jp.pwc.com |
| | レイモンド・カーン | 03-5251-2909 | raymond.a.kahn@jp.pwc.com |
| | スチュアート・ポーター | 03-5251-2944 | stuart.porter@jp.pwc.com |
| シニア・マネージャー | 高木宏 | 03-5251-2788 | hiroshi.takagi@jp.pwc.com |
| | 高野公人 | 03-5251-2698 | kimihito.takano@jp.pwc.com |
| マネージャー | マーク・リム | 03-5251-2867 | lim.marc@jp.pwc.com |
| | 中村賢次 | 03-5251-2589 | kenji.nakamura@jp.pwc.com |
| | 川崎陽子 | 03-5251-2450 | yoko.kawasaki@jp.pwc.com |
| | 梶原みゆき | 03-5251-2520 | miyuki.kajiwara@jp.pwc.com |
| | 斎木信幸 | 03-5251-2570 | nobuyuki.saiki@jp.pwc.com |
| | 清宮陽二 | 03-5251-2303 | yoji.kiyomiya@jp.pwc.com |
| | トム・ビッドウェル | 03-5251-6604 | tom.bidwell@jp.pwc.com |
| | 箱田晶子 | 03-5251-2486 | akiko.hakoda@jp.pwc.com |
| | 佐々木真美 | 03-5251-2471 | mami.sasaki@jp.pwc.com |
| | 今村恭子 | 03-5251-2855 | kyoko.imamura@jp.pwc.com |
| | 松永智志 | 03-5251-2586 | satoshi.matsunaga@jp.pwc.com |
| 左右浩正 | 03-5251-2481 | hiromasa.sayu@jp.pwc.com | |